

調査概要(目的・対象等)

【調査の目的】地方公共団体におけるストーカー行為等の被害者の支援状況及び課題等を調査を通して明らかにすることにより、被害者支援の拡充に向け、地方団体に期待される取組や施策の方向性を示す。

【調査の種類】アンケート調査：全地方公共団体1,788か所(回答数1,558件、回収率87.1%)、ヒアリング調査：地方公共団体(5団体)、民間支援団体(2団体)

【分析・評価】検討委員会(有識者5名、開催3回)において、調査結果をもとに、現状の課題及び今後地方公共団体に期待される取組等について検討した。

主な調査結果(アンケート調査より)

ストーカー被害に関する相談に対応している窓口の有無(%) ■ある ■ない

39.9

59.8

【参考】都市規模別「ある」：都道府県85.1%、都市部69.0%、中核市58.5%、町村26.2%

I (※回答のあった地方公共団体、1558団体)

- ストーカー被害者支援に関する規定がある基本計画の策定の有無
- 「策定している」(11.2%)

II (※相談窓口が「ある」と回答した地方公共団体、621団体)

- 相談対応のためのマニュアルや手引きの有無
- 「ある」(12.1%) < 「ない」(87.9%)
- 相談対応の質の向上のための研修の実施の有無
- 「実施している」(22.7%) < 「実施していない」(76.8%)
- 庁内連携
- 「特に連携はしていない」(20.5%)
- 相談業務における問題点・困難な点
- 相談員等にストーカー被害に関する相談に対応するためのノウハウがない(57.8%)
- 加害者からの追及などもあり、相談員や職員の安全が脅かされる不安がある(39.6%)
- 公営住宅等を活用した一時避難措置
- 「行っている」(27.4%)

III (※相談窓口が「ない」と回答した地方公共団体、933団体)

- 相談窓口を設置するために必要な要素
- ストーカー被害に関する問題に対応するためのノウハウを有する相談員の育成・確保(85.0%)

今後期待される取組み

■ ストーカー被害者支援体制の整備

- 地方公共団体の規模や庁内体制等に応じたストーカー被害者支援に関する基本計画等の策定による、被害者支援に対する基本姿勢、関連部署の役割等の明確化

■ ストーカー被害者支援にかかる人材の育成及び資質の向上

- ストーカー被害者支援のノウハウを持つ人材を育成するための、職務関係者向けの相談の手引等の作成、相談の手引を活用した研修の実施

■ 関係機関との連携体制の整備

- 既存の連携体制も活用した庁内関連部署及び支援関連機関との連携強化
- 警察との協力関係の構築、支援における役割の明確化
- 被害者支援に実績のある民間支援団体との連携協力

■ 一時避難措置

- ストーカー被害者を受け入れている一時避難先の周知
- ストーカー被害者の一時避難先の確保に必要な根拠規定の整備及び支援機関との連携協力関係の促進

■ 加害者対応

- 加害者対応に実績のある民間支援団体との協力等を通して、相談窓口における危険度チェックリストの作成、加害者対応に関する研修等の実施に向けた検討

■ 広報・啓発

- 被害者の年齢層や陥りやすい状況等に配慮し、インターネットを含む様々な手段を用いたストーカー被害の防止や被害者支援に関する情報等の広報啓発の実施